

土木工事共通仕様書（R3.10）の改正概要

1 基本事項

農林水産省農村振興局の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」及び、山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、**土木工事共通仕様書**を一部改正するものである。

第1編共通編第1章総則の内容は県土整備部版に準拠し、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠し、改正した。

2 主な改正内容

(1) 仕様書本編の改正

・第1編 1-1-2 準備期間

準備期間の定義について追記した。

・第1編 1-1-13 受発注者間の情報共有（三者協議検討会）

受発注者間の設計思想の伝達および情報共有を図るため、三者が一同に会する会議を必要に応じて開催することを追記した。

・第1編 1-2-1 主任技術者

土木一式工事及びとび・土工・コンクリートダム工事の技術士資格について、技術士試験の科目の統合・名称が行われた科目の「農業農村工学」を追記した。

・第1編 1-2-2 監理技術者

特定管理技術者の配置を行う場合の要件等を追記した。

・第1編 1-2-3 現場代理人

施工途中の現場代理人の変更等について追記した。

・第1編 1-2-8 路面標示施工技能士の配置

区画線・路面標示工事において、路面標示施工技能士を配置すること等を追記した。

・第1編 1-2-26 ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスの内容、対応等について追記した。

・第2編 第3章 舗装工事・道路改良工事

「農道工事」を「舗装工事・道路改良工事」に名称を変更した。

・第2編 第6章 排水路及び河川工事

「河川及び排水路工事」を「排水路及び河川工事」に名称を変更した。

(2) 土木工事共通仕様書に基づく提出様式の改正

条項番号、様式番号の修正

(3) その他、

語句の追加・修正、諸法令の改正年・月・法律番号の修正